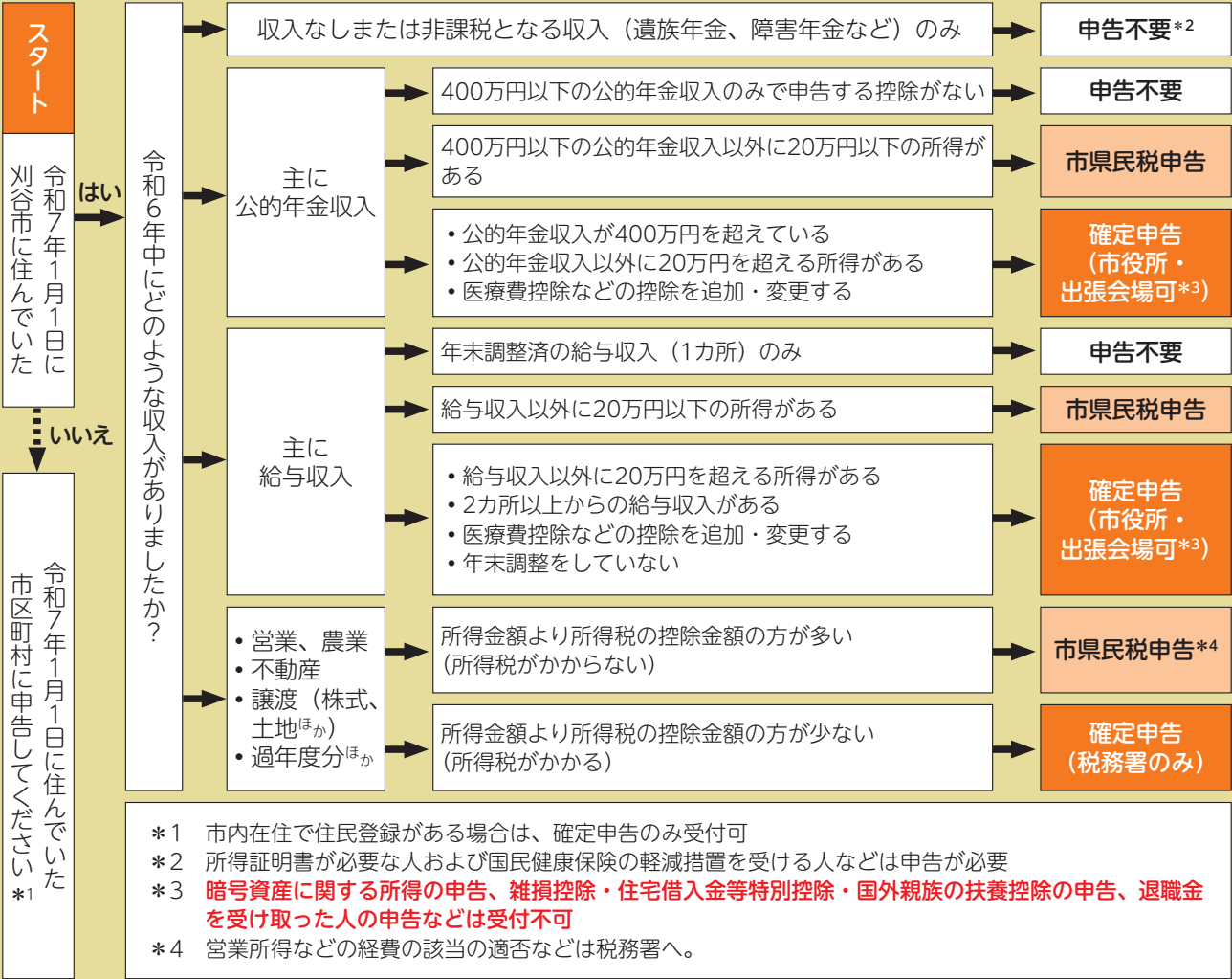


所得税と市県民税の申告受付が始まります

問 所得税の確定申告…刈谷税務署（☎21-6211）、市県民税の申告…税務課（☎62-1205）

申告フローチャート

申告が必要かどうか、確定申告か市県民税申告かを簡易的に判断できます。
※申告する人の状況によって異なる場合があります。



市県民税申告が必要となった場合でも、申告により所得税の還付を受ける場合は確定申告をする必要があります。

申告に必要なもの（主な例）

対象者		必要なもの
全ての人		本人確認書類（マイナンバーカード ^{ほか} ）、昨年の確定申告書の控え、利用者識別番号（16桁）と暗証番号が分かるもの（お持ちの人）
所得税の還付申告をする人		還付を受ける本人名義の金融機関の口座が確認できるもの
収入関係	給与収入、年金収入がある人	源泉徴収票（給与支払者・年金支払者が発行）
	報酬や謝礼、個人年金を受け取った人	支払調書、シルバー人材センター配分金支払証明書など
	その他収入がある人	収入金額および必要経費が分かる書類
控除関係	社会保険料、生命保険料、地震保険料を支払った人	払込証明書、控除証明書、領収書
	医療費控除を受けたい人	医療費控除の明細書、医療費通知、おむつ使用証明書 ^{ほか} ※医療費控除の明細書の事前作成が必須
	ふるさと納税などの寄付金を支払った人	寄付金の領収書・証明書 ※確定申告を行うとワンストップ特例申請は無効
	障害者手帳などをお持ちの人	障害者手帳、障害者控除対象者認定書など